



### 不可解極まる

## 平花柳界の税金問題

此の延納の裏面に

不實の潜在なきや

可憐なる女性が買れどもな  
く買られて袂の巻に白粉  
の香にあせて身に錦紗をま  
ごひ華やかな紅燈の下にさ  
んざめく姿のなよやかに  
何等の苦しみも構みもない  
女菩薩の如き外見  
も一度人質の市に賣り出さ  
れた彼女等の裏面は涙な  
くして見られる悲惨  
な忍苦の生活  
な忍苦の生活  
町理事者然もは前  
にうごめてゐる斯くも哀  
愁の記録をつりつけある述の如き女性観に同情して

抵抗なき弱き白  
粉の女の涙と肉に  
よつて稼出す玉代  
中より平町は一等地なるが  
故に娼妓屋税として縣  
税九圓に附加税六  
圓八十四錢合計し  
て一人前十五圓八  
十四錢を毎月之を  
納入せしむべし法規は  
厳然と命じあるにも係らず  
て以て直ちに納入せしめ  
るが如き横暴振りを  
發揮し決して數日間を計算  
するに過ぎない

延納猶豫し居るものと思ひ  
組合の幹部た  
る行司は月三回  
計算の玉數より  
完全に特別會計  
となし 萬一料理店に  
於て玉代の支拂を怠る時は  
箱止めと稱して娼妓の出入  
を禁じて營業上に支障を興  
へて以て直ちに納入せしめ  
るが如き横暴振りを  
發揮し決して數日間を計算  
するに過ぎない

### 紙上講演

## 農家を明るくする 小作法の話

小作法案中の重要な規定は法律の如何  
定は特別の規定に異なる規に拘らず動いて行くその結  
約で小作人は不利なるもの果は弱者は不利なる条件に  
これを定めざるもの見な 拘束せられて延いては法律  
す旨の規定である公の秩序の威信が害はれないとも限  
を案し暴良の風俗に反せざる如何に拘はらずこれ等の弱  
る限りは契約は制限せらる 如何に拘はらずこれ等の弱  
べきものでないといふ思想者に不正な契約に對して  
は私法の基調である本條文は國家によつて保護せらる  
はこの原則に對する例外でべきものでありまた法自ら  
ある法律に於いて如何に公の精神の維持を計ること  
止に定められてあるとするは當然のことである。

殆ど我國の小作法の如き一  
の強弱の差によつて不正行  
の契約が定めらるゝことが  
面に於いて小作法の保護を

一定の部落内の耕地と農家  
耕地の所有者と農家は宿  
命的な關係にある我國の如  
き耕地面積の狭隘な所では  
一定の耕地と農家は宿命  
的な關係にありといふこと  
が出来よう農家が新しい耕  
地を得んと思へば開墾干拓  
等による外はないのである  
山つきの部落に住む農家な  
らばそれも出来ようがさう  
でない部落の農家は他に移  
住せざる限りその開拓地に  
て農業經營をすることは出  
来ないはん我國の如き

### 不能に陥つしむる等の 損害を蒙ることなく血涙 の結晶たる税金

天引は十月中納税額は  
本五十五圓半五十三人  
此縣税八百八十六  
圓五十錢に町税六  
百七十三圓七十四  
錢合計一千五百六  
十圓二十四錢之を來  
る五日納入するが本則なる  
に斯の如く一月一千五百  
圓以上を數ヶ月間幹  
部一二の者が私  
し置が如きは不  
都合も甚敷く國  
民の最大義務た  
る納税を已れが  
其税金を勝手に

處理し居るに至  
つては斷じて許  
すべからざる行  
爲と云はればな  
らない然かのみ  
ならず彼等は是  
れも又月税たる  
遊興税を玉代一  
本より七錢を徴  
し年約一萬一千  
圓以上を出納閉  
鎖期たる五月三  
十日に一括して  
納入するが如き  
藝妓置屋税と遊  
興税と年を通じ  
て約三萬圓前後  
の大金を一年間

乃至數ヶ月間を  
所有し置く其の  
裏面と是等を  
改善すべき方  
法とは輿論に  
訴へて次第より報復す  
ることとする。

平建築界の  
一偉觀たる  
マルトモビル

愈々成功された平四丁目  
の一大偉觀で一階から三階  
までの總坪數約五十坪で一  
階は貸店舗に使用せしめ  
二階は開放して各種集合の  
便益を計るべく大小の二室

小作慣行として不變のもの  
のとして觀念せられて今日  
に至つて居るこれによつて  
地主も小作農家も共に農村  
生活の安定を享受して來た  
のである普通の小作關係に  
おいて小作地に小作農家が  
居る以上は小作關係を維持  
し取り換ふことは地方それ  
が土地所有權の制限で  
有するものである小作地に  
有するものであるとの觀念  
を抱くことは毫もなくかく  
あることが極めて自然であ  
つたのであるかくの如きこ  
とが農村社會における自然  
的な流れであつたこの流れ  
は法律とは全く無關係に動  
いて來たのである。

### 花柳便り

平花柳界の元老株たる叶  
家の小玉如さん今度藝妓屋  
稼業をやめて料理屋を開業  
することとなつて藝妓屋の  
株を九百圓で今迄新田町で  
金業の屋敷で料理屋をして  
居た元の甲子のア子さん改  
めて申すまでもなく丹那た  
一丁目の貫さんから三千  
圓の資本を特融して買つて  
藝妓屋のお神となることと

衛生 相談  
方劑 藥劑  
滋養 藥品  
體温 計  
平五丁目角  
山野邊藥局  
藥劑師 山野邊東次郎

### 投書歡迎

の跡へ七十五圓の最高家賃  
から六十圓をして今般改め  
て三十圓の家賃で昔の客筋  
より特別割引を受けて飯  
より好きな例の遊びは絶對  
任らの條件なそうだ先づは  
お披露目の口上斯くの通り

### 和洋銅鐵金物問屋

平町五丁目 電話九番 九九番

### 釜屋商店

内科、小兒科 市原卯太郎  
外科一般、婦人科 市原陸郎  
外科、梅毒、淋疾 市原三三男  
皮膚 市原三三男  
平町田町本通り

### 市原醫院

(入院隨時) 電話一四番